徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００７号 令和８年１０月３０日発行

目　　次

※は県例規集登載

【規則】

番　号	表　　題	担当課名
６２※	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第62号）

1　政策推進室長を廃止するとともに、観光政策課に政策推進幹を置くこととした。

2　この規則は、令和８年11月１日から施行することとした。

徳島県規則第62号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年10月30日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第２項の表中政策推進室長の項を削り、航空消防防災室長の項の次に次のように加える。

政策推進幹	観光政策課	上司の命を受け、観光政策の推進に関する事務を処理する。

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。